

盲ろう者の宿泊型生活訓練における生活支援業務内容と時間

The business outline and problems of support for persons with deafblind by dormitory mothers at a training center: the results of surveys for dormitory mothers and the analysis of business diaries.

北村 弥生 (国立障害者リハビリテーションセンター)
三好 尉史・藤田ゆかり・吉田 洋美・納富 祐輔・井口 健司・
西村 茂・工藤 裕司・鈴木 克子 (国立障害者リハビリテーションセンター)
前田 晃秀 (東京都盲ろう者支援センター)
塩谷 治・杉浦 節子・白井 夕子 (全国盲ろう者協会)

Yayoi KITAMURA, (Department of Social Rehabilitation, Research Institute, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities)
Yasufumi MIYOSHI, Yukari FUJITA, Hiromi YOSHIDA, Yusuke NOUDOMI, Kenji IGUCHI, Shigeru NISHIMURA, Yuji KUDO, Katsuko SUZUKI
(Training Center, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities)
Akihide MAEDA (Tokyo Deafblind Support Center)
Osamu SHIONOYA, Setsuko SUGIURA, Yuko SHIRAI (Japan Deafblind Association)

要約：

本研究では、宿泊型訓練施設における盲ろう者に対する訓練時間外の支援のあり方を明らかにするため、平日における生活支援職員業務日誌 12 か月分、約 240 枚について 13 支援項目に記入された一日あたりの業務時間を、利用者別、月別に集計した。その結果、個別支援の平均時間は多い順に、「見守り・声かけ」23.0 分、「コミュニケーション」19.4 分、「家事的援助」17.9 分で、いずれも利用者間の差と入所からの日数による差があることが明らかになった。これらの結果と業務日誌自由記述及び生活支援職員に対する面接調査から、生活支援職員として予期されなかった業務あるいは成果として、1) 利用者の感覚機能の制限による情報不足を補うために「見守り」を行い、指示ではなく、状況説明と対処方法の選択肢を提示して自己決定を促したこと、2) 青年期の先天性盲ろう者に対しては生活基礎技能の教示が必要とされたが達成できなかったこと、3) 「余暇活動準備補助」の中で利用者の発案を生かした余暇活動を実現したことがあった。また、生活支援職員が実施した運営業務の中には、通訳・介助員による情報提供と施設・設備・規則の設計で代替えできることがあったことが示唆された。

キーワード：見守り、生活基礎技能、環境

Abstract

Time spent by dormitory mothers supporting 4 deafblind trainees at a group home style residence was analyzed through a one-year business diary written by dormitory mothers, and interviews about the details of the contents of their work were carried out. Results showed that the major categories of 5 hour personal daily service, such as 23.0 min. of monitoring, 19.4 min. of communication and 17.9 min. of home help services on average, differed between users and the length of their stay. These results and detailed descriptions of the work suggest that 1) the characteristics of dormitory mothers' over 15 years of working experiences with deafblind people, is not to teach nor to indicate the "right" way, but to monitor the behaviors of the deafblind, to explain the situation and offer several choices for them through communication, 2) although congenital deafblind young adults require educational approach to obtain basic living skills and social skills, suggestions and directions by dormitory mothers were not enough, 3) most administrative matter and home help care categories among general services are expected to be reduced with the modification of facilities and rules of the accommodations.

Key words: monitoring, basic living skill, environment

1. はじめに

本稿では、宿泊型盲ろう者生活訓練での平日の訓練外の時間（以下、生活時間帯）における生活支援職員業務の内訳と課題を明らかにすることを目的とする。日本の盲ろう者数は2万3千名、先天性の盲ろう児は約5%と推計されている（厚生労働省，2006）。アッシャー症候群などによる盲ろう者の多くは先天性または幼少期からの聴覚障害であり、成人後に視覚障害の専門職者により、生活訓練と就労移行支援は行われることが多い（国立職業リハビリテーションセンター，1998；矢部，2012）。しかし、宿泊型訓練施設では、生活時間帯において盲ろう利用者は他の利用者から孤立することが指摘されている（寺島，2002）。本人の申し出と周囲の配慮がなければ、盲ろう利用者は他の利用者の存在を認識し、話しかけるきっかけを掴むことは困難だからである。

そこで、厚生労働省は宿泊型盲ろう者生活訓練モデル事業（以下、モデル事業）を実施し、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局（以下、国リハ）において訓練を行い、全国盲ろう者協会に通訳・介助員と生活支援職員の確保と調整等を委託した。国リハ及び隣接す

る国立職業リハビリテーションセンターでは、生活訓練と就労移行支援においては、1980年代初頭より、盲ろう者に対する支援実績があり（植村，桜井，長野，1981；江口，植村，坂本，1981；寺島，2002）、全国盲ろう者協会は通訳・介助者養成及び派遣事業を先導していたためであった。

「通訳・介助員」という名称はモデル事業に固有で、都道府県の派遣事業（以下、派遣事業）では「通訳・介助者」または「ガイドヘルパー」と呼ばれる。モデル事業は派遣事業と、業務内容、責任範囲、待遇に若干の違いがあり、参加した通訳・介助者が混乱しないために、異なる名称を使用した。例えば、モデル事業では業務中の移動に通訳・介助員の車を使うことはできず、業務中に利用者の希望で外食する場合の通訳・介助員の飲食費は利用者負担とした。また、通訳・介助員は家事援助を行わないことを徹底し、家事援助は生活支援職員に依頼するか、通訳・介助員が利用者の補助をすることとした。例えば、利用者のボタンがとれかかっている場合には、通訳・介助員は利用者に状況説明したが、ボタンつけは生活支援員に依頼するように利用者に伝えた。食事の後にお茶を取りに行く場合には、通訳・介助員が代わりに汲みに行く

のではなく、給湯器まで利用者の手引きをしたり、机の上の急須と湯のみの場所を利用者に教えることが業務とされた。

モデル事業では、宿泊施設における孤立の解消の他に、平日だけでなく休日も含めて8時半から21時まで通訳・介助員を3交替で盲ろう者に一対一に配置し、訓練時間内外の情報アクセスの確保と移動介助を行うことの効果と課題を明らかにすることを目的とした。宿泊施設としては、国リハの敷地内に平成4年に建設された2階建て5室から成る独立家屋（国リハ研究所, 1995）を利用した。独立の宿泊施設では、盲ろう者同士の交流機会は増えること、盲ろう者のためのグループホーム運営の試行ができることは利点であると考えられた。施設に入所する盲ろう者に関して担当職員の約2割は「入所者にとって望ましいと考えられる居住形態はグループホームである」と回答したからである（北村, 2001）。しかし、国内には盲ろう者専用のグループホームはなかった。

そこで、本稿では、盲ろう者だけのグループホームの世話人の業務に相当すると考えられるモデル事業の「生活支援職員」の業務時間と業務内容を記載し、今後の盲ろう者支援に資することを目的とする。ただし、モデル事業では、宿泊施設における利用者の孤立の解消は通訳・介助員により達成されると予想し、生活支援職員には盲ろう者に特有の業務を事前に特定できなかった。利用者は、自宅では、一人暮らしであったり、家族の支援を得ながら生活していたために、外部支援者による具体的な支援内容を予想できず、利用者及び家族からも申し出がなかったからであった。一方、宿泊施設において、モデル事業が開始されてから見いだされた多様な利用者のニーズへの対応は、主として生活支援職員によって行われた。なぜならば、生活支援職員の業務内容だけが固定していなかったために、対応しやすかったからであった。従って、生活支援職員の業務内容から宿泊施設における盲ろう者の生活に特有の支援を示すことができると考える。

2. モデル事業の概要

2.1. モデル事業利用者の概要

モデル事業の宿泊施設には一時期に最大4名の盲ろう利用者が宿泊し、一年間（平成22年10月～平成23年9月）にモデル事業を利用した盲ろう者8名の利用期間は平均167.4日（幅86～333日）であった。8名のうち先天性盲ろうは4名（事例A, E, F, H）で入所時の年齢は10歳代から20歳代、作業所に通所する以外の一般就労の可能性を探ることと生活の自立を訓練目的とした。先天性ろうで成人してから視覚障害の手帳を取得した3名（事例B, C, G）は、いずれも聾学校出身の50歳代以上で、親亡き後の老年期における生活の自立が訓練目的であった。残りの1名（事例D）は、幼少期からの難聴に加えて40歳代に視力が生活に支障をきたすようになり、理療教育課程進学のための学習技能と生活技能の確立を訓練目的とした。

2.2. 「生活支援職員」の業務

「生活支援職員」はモデル事業においては「生活支援員」と呼ばれた（国リハ, 全国盲ろう者協会, 2012）。しかし、障害者自立支援法による「生活支援員」とは業務は異なるため、本稿では「生活支援職員」と記載する。生活支援職員は、モデルハウスにおける利用者の共同生活の運営と外出を含めた利用者の訓練時間以外の生活の支援を担当した。モデル事業開始時には、生活支援職員の業務は、「訓練支援とは関係せずに宿泊施設における利用者の生活が円滑に行われることを支援する『グループホームの世話人』」とし、後述する業務日誌に挙げた13項目を想定した。13項目は、国リハの一般事業の宿泊施設でケースワーカーが行う業務と知的障害者のグループホームの世話人の業務から構成された。しかし、米国等における盲ろう者のグループホームでの職員構成と業務の詳細はモデル事業以前に入手することはできなかったため、モデル事業の進行に合わせて、生活支援職員が必要と考えた業務を追加した。ただし、職員の人数や技能の制約により利用者のニーズに気づけなかったり、対応できなかった業務があ

った可能性はある。

生活支援職員は、通訳・介助者派遣事業の登録通訳・介助者として盲ろう者の支援経験と2種類以上の通訳可能なコミュニケーション技能を有することを採用の優先条件とした。まだ明確になっていない盲ろう者に特有の生活環境整備や生活支援を行うには、盲ろう者との意思疎通と盲ろう者に関する理解が必須であると考えたからであった。その結果、採用した2名の生活支援職員は、通訳・介助者としての経験が15年以上あり、通訳・介助員養成講座の講師経験はあったが、宿泊施設および訓練施設での勤務経験はなかった。モデル事業開始時には、生活支援職員は利用者と直接に会話することも多かったが、3か月目からは通訳・介助員を介して利用者と会話することとし、通訳・介助員と利用者の双方に生活支援職員と通訳・介助員の業務の違いを示した。

3. 方法

12か月間の平日における生活支援職員業務日誌（図1）240枚に記入された生活支援項目別時間を利用者別、月別に集計した。業務日誌は勤務時間帯ごとに表計算ソフト（エクセル、マイクロソフト社）に記入された。記入項目は、勤務日、勤務時間、勤務者氏名、生活支援状況13項目、利用者別と全体の特記事項・引継ぎ事項、その他の記入欄とした。生活支援状況13項目の出所は、国リハのケースワーカーの一般的な業務（①入所者間の調整、②相談、③余暇支援、④ケースカンファレンス、⑤健康・安全支援）、知的障害者のグループホームにおける生活支援業務に関する実態調査（NPO法人大阪障害者センター・障害者生活支援システム研究会, 2008）で上位に挙げられた業務（⑥見守り・声かけ、⑦家事的援助、⑧運営実務、⑨管理等、⑩記録・引き継ぎ、⑪会議・打ち合わせ（ケースカンファレンス）、⑫その他）、さらに盲ろうの特殊性により必要性が予測された項目（⑬コミュニケーション）であった。④のケースカンファレンスは自立支援法に基づく日中活動に関するケースワーカーと訓練指導員による会議を指し、⑪のケースカンファレンスは、

モデル事業としての会議における利用者に関する議論を指す。

「⑬コミュニケーション」とは、東京都等の派遣事業では、通訳や状況説明の参考にすることを目的に実施される自由会話を意味し、通訳・介助者および盲ろう者の出身地、家族構成、趣味などの内容を交換する場合が多い。モデル事業では、「コミュニケーション」は、「盲ろう者と通訳・介助者の一対一の自由会話」と定義された（国リハ, 2012）。生活支援職員についても、利用者との意思疎通を図り、業務を円滑に行うために「コミュニケーション」は必要であると予測された。このうち①から⑦と⑬は利用者1人当たりの時間が記入された個別支援であり、⑧から⑫は利用者4名に対する総合時間を記入された全体支援であった。また、「特記事項・引継ぎ事項」（以下、「特記事項」）欄には、各利用者と全体について自由記述が記入された。さらに自由記述欄として「その他」があった。

生活支援項目の時間数は全体支援と個別支援に大きくわけて集計した。また、「特記事項」の記入文字数を利用者別、月別に集計した。さらに、最終月について、利用者ごとに「特記事項」の記入内容を分類し、支援業務の特徴と課題に関する記入を抽出した。

ほかに、生活支援職員2名には、モデル事業期間中、モデル事業終了後、本稿草稿作成後に、それぞれ3時間程度の面接法による調査を行い、日誌の記載だけではわからない業務内容

| 勤務日 | 平成 年 月 日 曜日 | | | | 勤務時間 | 16時30分～22時00分 | 出勤 | 勤務者氏名 |
|--------|---------------------------|----------|---------|-------|------|---------------|----|-------|
| | A | B | C | D | | | | |
| 生活支援状況 | ①見守り・声かけ | | | | | A | | |
| | ②家事的援助 | | | | | B | | |
| | ③入所者間の調整 | | | | | C | | |
| | ④コミュニケーション | | | | | D | | |
| | ⑤相談 | | | | | | | |
| | ⑥余暇支援 | | | | | | | |
| | ⑦健康・安全支援 | | | | | | | |
| | ⑧ケースカンファレンス | | | | | | | |
| | ⑨会議・打ち合わせ (ケースカンファレンス) | | | | | | | |
| | ⑩運営実務 | | | | | 全体 | | |
| | ⑪記録・引き継ぎ | | | | | | | |
| | ⑫管理等 | | | | | | | |
| | ⑬その他 | | | | | | | |
| 自立訓練部長 | 機能訓練課長 | コーディネーター | ケースワーカー | 生活支援員 | 宿舎者 | | | |

図1 生活支援職員業務日誌の様式（利用者定員は4名であり、図ではA, B, C, Dは利用者番号を示す）

と支援における留意点を質問した。

4. 結果

モデル事業の全期間における平日の平均支援時間を利用者別に集計した結果、個別支援項目の一日当りの平均時間は、長い順に、「家事的援助」37.9分、「見守り・声かけ」23.1分、「コミュニケーション」18.8分、「余暇支援」2.4分、「入所者間の調整」0.8分、「相談」0.5分、「健康・安全支援」0.1分、合計83.6分であった(表1)。ただし、12月から5月までの6か月間は、利用者の希望により、宿泊施設で朝食と夕食を採った。そこで、生活支援職員が夕食を食堂から運搬し、配膳、後片付けを行ったために「家事的援助」時間は長くなった。残りの期間には、食事はすべて訓練棟の食堂で食べ、「家事的援助」時間の平均は17.9分であった(表3)。④の「ケースカンファランス」は訓練に対して実施されたために、生活支援職員は出席を求められなかった。

全体支援業務5項目について、一日の平均支援時間を月別に集計した結果を表2に示した。平均時間は、長い順に、「運営実務」89.3分、「記録・引き継ぎ」59.5分、「会議・打ち合わせ」15.2分、「管理等」0分、合計は166.9分であった。

4.1. 生活支援職員による個別支援業務時間

全体支援5項目の月平均値合計(167.1分)と個別支援6項目の利用者一人当たりの月平均値(83.6分)の4倍を合算すると8.4時間であった。この合計時間は、生活支援職員の勤務時間(5時間)と超過時間平均72分(下半期の場合)の合計6.2時間を1.8時間上回った。超過勤務時間は、メール送付による業務日誌提出時刻を終業時刻と推測して算出した。支援時間が勤務時間を2時間近く上回った理由は、個別支援は完全に一対一ではなく、複数の利用者に対して同時に行われた場合にも、業務時間数は対象とした利用者数で分割されずに記入されたためであると推測される。以下に、時間数が多かった業務の内容を「特記事項」の記入と対応させて記載する。

表1 生活支援職員による平日夜勤の個別支援業務の利用者別平均時間(単位:分)

| 記号 | 家事 | 見守り | コミュ | 余暇 | 調整 | 相談 | 健康 | 合計 |
|----|------|------|------|-----|-----|------|------|------|
| A | 45.4 | 14.9 | 19.3 | 4.9 | 1.3 | 1.8 | 0.0 | 87.6 |
| B | 48.3 | 15.5 | 12.6 | 1.2 | 1.1 | 0.6 | 0.0 | 79.3 |
| C | 38.0 | 13.3 | 12.0 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 0.2 | 66.4 |
| D | 42.0 | 21.9 | 19.0 | 2.4 | 1.0 | 0.2 | 0.1 | 86.6 |
| E | 47.7 | 23.7 | 14.5 | 8.6 | 0.7 | 0.0 | 0.2 | 95.4 |
| F | 37.0 | 32.2 | 20.2 | 0.9 | 0.7 | 0.08 | 0.0 | 91.1 |
| G | 23.2 | 31.6 | 24.9 | 0.4 | 0.1 | 0.4 | 0.0 | 80.6 |
| H | 21.3 | 31.6 | 27.7 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 80.7 |
| 平均 | 37.9 | 23.1 | 18.8 | 2.4 | 0.8 | 0.5 | 0.17 | 83.6 |

コミュ:「コミュニケーション」

4.1.1. 家事的援助

「家事的援助」は、「宿泊施設の運営に関わる家事」「利用者に対する家事方法の伝授」「利用者の家事的代行」「夕食の運搬、配膳、片付け」から成り、一人当たりの平均時間は全期間では37.9分(幅5.6~65.1分)、食堂で食事をした10~11月と6~9月には17.9分(幅5.6~34.4分)であった。

表2 生活支援職員による全体支援業務の月別平均時間数(単位:分)

| | 運営実務 | 記録 | 会議 | 管理 | その他 | 合計 |
|-----|-------|------|------|-----|-----|-------|
| 10月 | 81.8 | 38.6 | 47.9 | 0.0 | 3.3 | 171.7 |
| 11月 | 109.7 | 51.3 | 12.3 | 0.0 | 2.7 | 176.0 |
| 12月 | 86.9 | 49.8 | 16.7 | 0.0 | 6.9 | 160.2 |
| 1月 | 99.6 | 49.6 | 3.9 | 0.0 | 0.0 | 153.2 |
| 2月 | 62.7 | 50.2 | 9.1 | 0.0 | 0.0 | 130.0 |
| 3月 | 73.1 | 49.8 | 6.1 | 0.0 | 4.8 | 133.9 |
| 4月 | 91.8 | 60.7 | 13.0 | 0.0 | 1.0 | 166.5 |
| 5月 | 108.7 | 64.5 | 19.4 | 2.6 | 2.9 | 198.1 |
| 6月 | 78.0 | 69.3 | 25.5 | 0.0 | 2.8 | 175.7 |
| 7月 | 85.3 | 74.0 | 17.2 | 0.0 | 0.3 | 176.8 |
| 8月 | 93.4 | 73.6 | 6.8 | 0.0 | 0.0 | 173.9 |
| 9月 | 100.2 | 82.9 | 5.0 | 0.0 | 1.8 | 189.8 |
| 平均 | 89.3 | 59.5 | 15.2 | 0.2 | 2.9 | 167.2 |

家事的援助の時間数は、利用者間の差もあったものの(11、1、4、5月)、同じ月内での利用者間の差が少ない場合が多かった(10、1~3、6~9月)。この理由について、生活支援職員からは「利用者間の公平性に配慮したことはなかった。個別に家事的援助を依頼されることは少なく、談話室で同時に援助したことが多かったために、複数の利用者と同じ時間数が記入された。」と回答された。

盲ろうになってからも主婦として家事を行っ

た経験があった利用者BとCに対する家事的援助時間は、入所月には20分程度であったが入所1か月目には2分不足になった(表3)。盲ろうになってからは主婦としての経験がなかった利用者Dで、入所2か月目には家事的援助は2.2分であったが、6月以降は他の利用者と同様に15分程度を要したのは、「利用者Dが台所を使って茶菓を採る機会及び利用者Dが共用部分の清掃している時に生活支援職員が遭遇する機会が増え、方法を助言したため」と、生活支援職員からは回答された。

表3 利用者別、月別「家事的援助」時間数(単位:分)

| 月 | A | B | C | D | E | F | G | H | 平均 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 10 | 16.8 | 20.6 | 18.0 | - | - | - | - | - | 18.5 |
| 11 | 16.7 | 1.8 | 1.6 | 2.2 | - | - | - | - | 5.6 |
| 12 | 61.4 | 54.8 | 54.3 | 54.8 | - | - | - | - | 56.3 |
| 1 | 55.0 | 57.7 | 55.9 | 56.3 | - | - | - | - | 56.2 |
| 2 | 60.7 | 59.8 | 60.4 | 68.0 | - | - | - | - | 62.2 |
| 3 | 61.5 | 66.3 | - | 65.2 | 46.3 | - | - | - | 59.8 |
| 4 | 45.4 | 77.0 | - | 75.7 | 49.2 | 78.1 | - | - | 65.1 |
| 5 | - | - | - | 49.7 | - | 50.8 | 25.6 | - | 42.0 |
| 6 | - | - | - | 34.7 | - | 34.3 | 34.3 | - | 34.4 |
| 7 | - | - | - | 15.0 | - | 15.7 | 15.2 | 15.0 | 15.2 |
| 8 | - | - | - | 24.1 | - | 30.0 | 28.2 | 30.0 | 28.1 |
| 9 | - | - | - | 16.1 | - | 16.1 | 16.1 | 20.6 | 17.2 |
| 平均 | 45.4 | 48.3 | 38.0 | 42.0 | 47.7 | 37.5 | 23.5 | 21.9 | 38.0 |
| 食堂 | 16.8 | 11.2 | 9.8 | 18.4 | - | 24.0 | 23.5 | 21.9 | 17.9 |

食堂:食堂で朝食と夕食を食べた期間(11月から5月)の平均値。食事の運搬、配膳、片付けを生活支援職員が行わなかったため家事的援助の時間は全体平均よりも少なかった。

一方、家事経験のない男性利用者(G, H)では最終月でも15分以上を「家事的援助」に要した。その理由は、「掃除や調理の経験が乏しく、見守り教示する必要があったため」と生活支援職員からは回答された。

4.1.2. 見守り・声かけ

「見守り・声かけ」として記録された業務時間は平均23分(幅13.3~32.2分)で勤務時間全体の1割程度であったが、「特記事項」の記入のうち「見守り・声かけ」と関わる「利用者の行動と状況の観察」と「助言」の件数は全記入件数の、それぞれ77.5%、4.7%であった(表4)。生活支援職員への面接調査では、「利用者からの要望を待つのではなく、『見守り』により利用者の困難を予想し、『声かけ』に分類される指示でなく、『コミュニケーション』

として状況説明や対処方法の提示を行った」と回答された。また、生活支援職員は、「見守り」が「監視」にならないようにすることと生活空間は訓練の場でないことに留意し、観察した生活における課題を日誌に記載し、日誌を共有するケースワーカーに訓練課題として生かすかどうかを委ねた。しかし、訓練期間中に課題を解決することは困難であったことを回答した。

表4 モデル事業最終月の生活支援職員日誌における「特記事項」欄への記入内容分類(件)

| | D | E | G | H | 平均 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 利用者の行動 | 165 | 206 | 154 | 171 | 174.0 |
| 助言 | 12 | 1 | 7 | 22 | 10.5 |
| 余暇準備補助 | 9 | 2 | 8 | 12 | 7.8 |
| 報告 | 2 | 4 | 4 | 19 | 7.3 |
| 規則・方法説明 | 6 | 1 | 4 | 13 | 6.0 |
| 欠食届 | 6 | 5 | 2 | 4 | 4.3 |
| 相談 | 5 | 4 | 8 | 0 | 4.3 |
| 体調管理 | 7 | 1 | 5 | 0 | 3.3 |
| 通訳調整 | 4 | 3 | 2 | 0 | 2.3 |
| 連絡 | 6 | 2 | 0 | 0 | 2.0 |
| コミュ | 3 | 1 | 2 | 0 | 1.5 |
| 家事 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1.5 |
| 合計 | 228 | 231 | 196 | 243 | 224.5 |

コミュ:「コミュニケーション」

生活支援職員及び通訳・介助員により、基礎生活技能および社会的行動様式の習得不足が見いだされた青年期利用者に対しては、生活支援職員から習得が期待される技能や行動が教示された。教示内容は、例えば、席を立った後に椅子を元に戻すこと、食堂に持参する箸箱と箸を食事後に洗うことであった。「利用者は教示には従ったが、生活習慣を変更する必要性の理解は得られにくく、技能の定着は認められなかった」と、生活支援職員は回答した。

生活支援職員は、通訳・介助員への助言、通訳・介助員活用方法に関する利用者への助言がうまく実行できるかどうかの「見守り」も高頻度で行ったことは、生活支援職員を対象にした面接調査で回答され、生活支援職員日誌にも記載された。モデル事業では、合計60名程度の通訳・介助員が業務にあたったために、通訳・介助員の中には技能不足により利用者との意思疎通が十分にできなかつたり、設備の使用法や共同生活の規則を正確に知らない者が少な

らずいたためであったという。また、生活支援職員は、通訳・介助員の交替時間を守るように利用者に注意したり、通訳・介助員が困らないように外出情報の準備や提供を行った。しかし、生活支援職員と通訳・介助員の役割分担と連携のあり方はモデル事業開始時には設定されており、期間中に整理はつかなかった。

4.1.3. 「コミュニケーション」

「コミュニケーション」時間は、平均 19.4 分(幅 12.0～27.7 分)で下半期に長くなった。生活支援職員への面接結果からは、「コミュニケーション」は、業務日誌の記入方法で定義された利用者との「自由会話」というよりも、主に「正確な状況説明及び考えられる対処方法の提示」であり、「通訳・介助員による状況説明が不十分なために、利用者の生活に支障がある時に行った」と生活支援職員から回答された。この場合に、「コミュニケーション」の内容は、業務日誌の項目では「相談」「利用者間の調整」「体調管理」に相当したが、依頼を受けて対応したのではないために「コミュニケーション」に分類された。

「利用者間の調整」を利用者または通訳・介助者から依頼された場合でも、生活支援職員は仲介をするよりも相談者に対応方法の選択肢を提示するに留めた。利用者を選択を委ねたために、「利用者間の調整」ではなく「コミュニケーション」に生活支援職員は分類した。「生活基礎技能の教示」「設備・備品の使用方法」「家事の実施方法」「共同生活の規則の説明」も「コミュニケーション」に分類された。

「コミュニケーション」時間が下半期に長くなった理由は、2つが生活支援職員から回答された。第一は、利用者 G を中心に談話室で利用者同士の会話時間が多くなり、生活支援職員も、その会話の中で全ての利用者に関与したことであった。第二は、利用者 G と利用者 H には、余暇活動準備補助に時間を要したことであった。詳細は次項に記載する。

4.1.4. 余暇活動支援

利用者の余暇活動を確保するために、「週末の余暇活動プログラムの立案・計画・実施」を上半期は生活支援職員が、下半期は余暇活動支

援員が担当した。「余暇活動支援」項目に記入されたのは、「余暇活動プログラムの立案・計画・実施」であった。

その他に、「余暇活動準備補助」も行われた。「余暇活動準備補助」は、生活支援職員や余暇支援員が提供する余暇活動プログラムではなく、利用者が独自に行う余暇活動に関する一連の準備補助であった。具体的には、①情報提供(イベント情報、目的に応じた近隣の商店の場所・営業時間等)、②余暇活動計画の立案の支援(目的地までの経路・所要時間・料金等の路線情報の検索と提供)、③余暇活動の予定確認、④帰省手続きに関する支援に分類された。地域で通訳・介助者の派遣事業を利用する場合には、利用者が通訳・介助者に依頼する時に調べてほしい事項を伝える。しかし、モデル事業では、通訳・介助員は利用者からではなく全国盲ろう者協会から依頼されたために、依頼時に直接に用務に関わる打ち合わせをすることができなかったために、「②余暇活動計画の立案の支援」を生活支援職員が代行した。訓練期間中にインターネットによる検索を学習した利用者はいたが、外出に関して必要な情報入手を自分でできるようになった利用者はいなかった。検索キーワードの選択、画面の構成を理解して読み、目的とする内容を抽出することに困難があったからであった。また、移動と活動に必要な時間の見積もりも、土地勘がなく、初めての活動を行う場合には、利用者には困難であった。利用者 G と H に対しては、「要望の聴取」「スケジュールを立てて行動することの意義の説明」「一日のスケジュールの明確化」「提供した情報の説明」にも時間を要した。

「余暇活動準備補助」に要した時間は業務日誌からは確認できなかった。「余暇活動支援」項目ではなく、調査部分は「運営実務」に、説明部分は「コミュニケーション」に記入されたためである。しかし、特記事項に記入された「余暇活動準備補助」件数は、利用者一人当たり一ヶ月に 7.75 件(幅 2～12 件)、すなわち、一週間に平均 1.9 件であった(表 4)。

4.2. 生活支援職員による全体業務

以下の節に、全体業務5項目の中で、平均時間が長かった2項目について「特記事項」への記入から業務内容を記載する。

4.2.1. 運営実務

「運営実務」時間は一日平均 89.3 分（幅 62.7 ～ 109.7 分）でモデル事業期間中ほぼ一定であった（表2）。「運営実務」欄には、国リハのサービスに関する説明・代行及び宿泊施設運営のための事務時間を記入することとされた。モデル事業開始時に予定した運営実務のうち一般事業の宿泊施設で職員により行われていたことは、「欠食届の代筆・伝達」「郵便・面会など外部からの連絡の対応／取次ぎ」「備品・消耗品管理」「落とし物の管理」であった。モデル事業として新規に設定した運営実務は、「掃除当番表と入浴・洗濯順番表の作成・掲示」「通訳・介助員の配置予定の伝達」「地域の余暇情報の収集と利用者への伝達及び予定確認」「自由余暇活動に関する情報収集および提供」「盲ろう者団体の交流会の申し込みの代行」「レクリエーション支援計画書と実施報告書の作成」であった。モデル事業利用者と関係職員以外が宿泊施設を来訪した場合は「来訪者記録」への記入を求めた。少数の記入漏れはあったが、1年間の来訪総数 64 回、内訳は盲ろう者 27 回、12 名、家族 15 回、12 名、支援者 10 回、10 名、友人 6 回 3 名、国リハ一般事業の視覚障害者 4 回 3 名であった。友人は、通訳・介助員とその家族のろう者であった。

モデル事業開始後に必要性が明らかになった運営実務は「利用者ミーティングの司会進行」と「通訳・介助員配置、献立表等などの印刷物の様式変換」であった。

使用した宿泊施設は車椅子を利用する高齢者を含めた三世代で居住するために設計されていた。複数の盲ろう者が使用するには、複数の動線がとれる設計は衝突の可能性を増やすこと、タッチ式のボタンは触知できないなど使い難い部材が多く、生活支援職員が動線の調整や部材の補修をしたことも日誌に記載された。

4.2.2. 記録・引き継ぎ

「記録・引き継ぎ」時間は一日平均 59.5 分

（幅 38.6 ～ 82.9 分）で、下半期に増加した。下半期に増加した理由は、「見守り」と「コミュニケーション」が増えた結果、記入すべきと生活支援職員が判断した内容が増えたためと回答された。生活支援職員2名は隔日で勤務したため、生活支援職員間の引き継ぎは業務日誌の記入と休日業務の重複時間により行われることと設定された。業務日誌の記入は、引き継ぎに必要な内容だけでなく、モデル事業の記録としても利用されることが予想されたために、各利用者と宿泊施設に関する「記録」は詳細になされた。

5. 考察

5.1. 追加された業務

モデル事業開始時には想定されなかったが、生活支援職員により実施された業務は、盲ろう者に特有の支援であると考えられるとともに、モデル事業では対処方法が未解決な場合もあったため、ここに整理する。

5.1.1. 「見守り・声かけ」と「コミュニケーション」

生活支援職員の業務時間のうち、「見守り・声かけ」と「コミュニケーション」はあわせて利用者一人一日当たり合計 40 分と長かったが、通訳・介助員がモデル事業で行った「見守り」及び「コミュニケーション」とは内容が異なった。「見守り」を、通訳・介助員は 17 時から 21 時の 4 時間中 73.3 分（国リハ、2012）、その内容は、盲ろう者同士の会話方法の違いによる誤解の解消を担う場合もあったが、物理的な衝突などの危険回避を主目的とした。通訳・介助員は「コミュニケーション」に 4 時間中 51.8 分を費やしたものの（国リハ、2012）、利用者の孤立解消を目的として自由会話に留まる場合が多かった。

これに対し、生活支援職員は、通訳・介助員による状況説明が不足していたことを補うために、視覚と聴覚の制限のために利用者による把握が困難な状況があるかを、「見守り」により予想した。また、「正確な状況説明及び考えられる対処方法の選択肢の提示」を「声かけ」とは分類せずに「コミュニケーション」として行

った。

さらに、「見守り」で知った利用者の行動を日誌に記載して支援者間で共有し共通認識のもとに支援することが意識された。状況説明は通訳の一部と考えられ、重要性と共に困難さが指摘されていることから（全国盲ろう者協会、2008）、モデル事業等で見いだされた共有しやすい実例を活用して、状況説明のあり方を精査することは有効であると考えられる。

モデル事業の経験から、「見守り」支援は、高齢者、知的障害者、視覚障害者にも多様な意味で使われているが、盲ろう者に対する「見守り・声かけ」は「状況説明」及び「対処方法の選択肢を提示すること」と密接に関係すると考える。これに対し、先行研究では、長期および短期の危険回避を目的とする業務を「見守り」と呼んだ。たとえば、長期的には孤独死を防止するための定期的な巡回を「見守り」と呼び（品川ら、2001）、短期的には活動中に危険の可能性を指摘し事故を回避したり（下田ら、2012）、休養時の安全確保（岡部、2009）を「見守り」と呼んだ。知的障害者や発達障害者については、指示的でなく利用者の行動に応じて助言を与える支援方法を指す場合があった（テクノロジー（支援技術）を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する研究会、2010）。

5.1.2. 生活基礎技能に関する教示

モデル事業では、宿泊施設で生活基礎技能を教示することは想定していなかった。知的障害を伴わない中途盲ろう者に対しては、ろう者と同様に（木村、2007）、成育歴で培った習慣は尊重されると考えられたからであった。障害の種別に関わらず、成人を対象とするグループホームでは、利用者の生活基礎技能の習得は生活支援の目的になっていない（支援システム研究会、2008）。

しかし、青年期の先天性盲ろう者に対して生活基礎技能および社会性の教示を行うことの必要性は、生活支援職員だけでなく通訳・介助員からも指摘され、生活支援職員とケースワーカーの会議でも必要性が確認された（国リハ、2012）。先行研究でも、特別支援学校の寮にお

ける舎監の関わりは盲ろう児の教育に重要なこと（中島、1994）、米国のナショナル・ヘレン・ケラーセンターでは16歳から21歳の盲ろう者を対象とした短期訓練を、21歳以上を対象とした職業自立を中心とした訓練と独立させていること（杉田、2009）、国リハの一般事業の職業・職能訓練（現在の就労移行支援）課程を修了した盲ろう者で社会性に課題があったものの通常の訓練における注意・助言だけでは成果が得られなかった複数の事例（寺島、2002）、職業・職能訓練課程に入所した青年期の聴覚障害者について、社会活動、身辺動作、対人技能に関する社会生活技能訓練が提供された事例（会田、2002）が報告されている。

生活基礎技能の定着を果たすためには、生活時間帯において抽出された課題についても個別支援計画を立て、日中の生活訓練の課題とすることが有効と推測される。モデル事業では、生活支援職員による教示だけでは利用者に生活基礎技能の定着は果たせなかったからである。しかし、生活時間における自由の確保も重要であるため、具体的な方法の開発は今後の課題である。

5.1.3. 余暇活動準備補助

週末の活動について、利用者一人当たり週に2回、生活支援職員が余暇活動準備補助を行ったことは、利用者の発案を生かした余暇活動を可能にしたと推測される。しかし、モデル事業終了後に国リハ自立支援局で生活訓練を継続した利用者は、週末に通訳・介助員を依頼して外出することは2か月間に1度もなかった。このことから、利用者は、「余暇活動準備補助」を経験するだけでは、帰省地で自発的な余暇活動は実現しにくいことが推測される。「余暇活動準備補助」を通訳・介助者に依頼する方法を習得していないことと、帰省地の余暇資源と宿泊施設周辺の余暇資源が異なるためである。盲ろう者が実施できる余暇活動の種類には制約が多いため、盲ろう者が帰省地でも継続できる余暇活動を「自ら計画する方法」あるいは「通訳・介助者に補助を依頼する方法」の提供は、今後の課題であると考えられる。

5.1.4. 運営業務

生活支援職員が盲ろう利用者のニーズに柔軟に対応して多様な新規の業務を担ったことは、通常は担当者が決まっていなかったために見過ごされてしまうニーズを顕在化させたと考えられる。しかし、通訳・介助者、施設設備・規則などの既存のサービスを微修正することで対応できるニーズもあると考えられた。

たとえば、日誌で最も時間数が多く記入されたのは運営業務であったが、「余暇活動準備補助」「掃除当番表と入浴・洗濯順番表の作成・掲示」「通訳・介助員の配置予定の伝達」を含んだ。これらは、宿泊施設の運営管理というよりも、盲ろう者への情報伝達に相当し、通訳・介助員に依頼することも可能であったと考えられる。

「備品・消耗品の管理」の具体的な内容はモデル事業報告書に6ページにわたって記載された(国リハ, 2012)。モデル事業における「備品・消耗品の管理」は、数量の確保だけでなく、盲ろう者に使い難い宿泊施設の設計や備品の構造を補完した多様な工夫が実施された。また、複数の盲ろう者が共同生活を行うための規則作成が行われた。従って、施設の設備と規則を盲ろう者に使いやすく設定することにより宿泊施設における生活支援業務は簡素化できると考えられる。

5.2. 宿泊施設における職員体制

施設・人的資源・手続きの制約があったことと、利用者により生活支援職員の業務に差異があったことから、モデル事業での人員配置および各支援職者の業務が、すべての盲ろう者の宿泊型訓練施設やグループホームに適用できる訳ではない。また、生活支援職員の要件は通訳・介助者としての経験のみでよいということではなく、関連業務の役割を明確に分別することは、現段階では困難であると考えられる(Morgan, 2001)。

本論文では、盲ろう者の宿泊施設で必要と考えられた機能に、「状況説明」「対処方法の提示」「余暇活動準備補助」「青年期の先天性盲ろう者への基礎生活技能や社会性の教示」「施設・備品の改変」「設備・規則の説明」があることを

示した。これらの機能を誰が担うかは、利用者、支援者、施設構造の設定によるが、以下に、モデル事業の経験から考えられる2つの宿泊型施設の設定について、それぞれ2パターンの職員体制を提示する。

第一の設定として、モデル事業のように4名程度の盲ろう者だけが独立の宿泊施設を利用する場合及び盲ろう者のグループホームでは、施設の管理・運営が必要となる。そこで、盲ろう者の障害特性を理解する生活支援職員が管理・運営と共に盲ろう者への「状況説明」「対処方法の提示」「余暇活動準備補助」「青年期の先天性盲ろう者への基礎生活技能や社会性の教示」「施設・備品の改変」を行い、通訳・介助員の指導にもあたる方法がある。その場合には、通訳・介助員の人数や派遣時間を削減できる可能性がある。

逆に、通訳・介助員が「状況説明」「対処方法の提示」「余暇活動準備補助」を適切に行えば、生活支援職員には盲ろうに関する経験を求めないことも可能であると考えられる。さらに、通訳・介助員の業務に「家事的援助」と「設備・規則の説明」を付加し、盲ろう者の特性に配慮した施設設計を採用すれば、生活支援職者の業務は施設管理に限定できると考えられる。

第二の設定として、視力障害センターのような大規模宿泊施設に盲ろう利用者が1名しかいない場合や個室のアパート形式の宿泊施設の場合には、すでにいる施設管理者に盲ろうに関する理解を求めることに加えて、生活時間帯に毎日30分から1時間程度、盲ろう利用者に固有の意思伝達技能を有する支援者を加配することが現実的と考えられる。特に、入所月には相談件数が多かったことから、加配時間を長くとることが有効であろう。加配する支援者は、利用者の訓練に直接に関係する職員または派遣事業の通訳・介助者等に施設に関する研修を提供することにより充足できると考える。通訳・介助技能では通訳・介助者が優れているが、宿泊施設の設備と規則に関する知識では施設職員の方が優れており、両者の連携が望まれる。

一方、グループホームや入所施設以外では、盲ろう者が生涯にわたり生活支援職員が行った

ような「見守り」を長時間受けることは現実的でない。従って、状況把握の手がかりを派遣事業の通訳・介助者や同僚・家族・知人に求める方法あるいは訓練を開発する価値は高いと考えられる。

文献

- 1) 会田孝行、渡辺雅浩、森本行雄、小熊順子 (2002) 聴覚障害者の生活訓練 —社会生活技能訓練プロジェクトケース—。国立身体障害者リハビリテーションセンター業績発表会抄録集, 36.
- 2) 江口秀幸, 植村英晴, 坂本洋一 (1981) 聴覚視覚重複障害者の社会適応訓練における初期評価。国リハ研究紀要, 2:47-55.
- 3) 北村弥生 (2001) 第1節 施設に入所中の盲ろう者と家族への支援 -施設職員を対象とした調査結果-。平成13年度厚生科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)盲ろう者に対する障害者施策のあり方に関する研究報告書。主任研究者 寺島 彰(国立身体障害者リハビリテーションセンター, 17-31.
- 4) 木村晴美 (2007) 日本手話とろう文化—ろう者はストレンジャー, 生活書院, 東京.
- 5) 国立職業リハビリテーションセンター (1981) アッシャー症候群聴覚視覚重複障害者の就職事例報告書。職リハ調査研究報告書第17号.
- 6) 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 (1995) 研究所のあゆみ。73-79.
- 7) 国立障害者リハビリテーションセンター, 全国盲ろう者協会 (2012) 宿泊型盲ろう者生活訓練等モデル事業報告書.
- 8) Morgan, S.(2001) "What's my role?" a comparison of the responsibilities of interpreters, interveners, and support service providers. *Deaf-Blind Perspectives*. 9 (1) :1-8.
- 9) 中島昭美. 盲聾児の教育(第一回)(1994) <http://chohukuken.or.jp/gankonkoen/45yamanashi.html>
- 10) NPO 法人大阪障害者センター・障害者生活支援システム研究会 (2008) グループホーム・ケアホームでの支援にかかわる実態調査報告書.
- 11) 岡部耕典 (2009) 知的障害者が「自分の家」で暮らすための支援。ノーマライゼーション。12:44-47.
- 12) 下田智子, 八幡磨並, 山本留美加, 及川良子, 良村貞子 (2012) 嚥下障害のある患者に対する食事時の見守り。看護総合科学研究会誌。14 (1) :15-29.
- 13) 品川佳満, 橋本勇人 (2001) 人間性へ配慮した高齢者見守りシステムの開発。川崎医療福祉学会誌。11 (1) :199-204.
- 14) 杉田正幸. 情報障害のある人への支援の現状と課題 ~視覚と聴覚の両方に障害がある人(盲ろう者)へのパソコン支援を中心に~ (2009) 情報の科学と技術。59 (8) :378-384.
- 15) テクノロジー(支援技術)を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する研究会, 独立行政法人雇用・能力開発機構 職業能力開発総合大学校, 能力開発研究センター (2010) テクノロジー(支援技術)を活用した発達障害のある人の就労マニュアル.
- 16) 寺島彰, 太田早苗, 会田孝行, 若林耕司, 小熊順子 (2002) 更生訓練所における盲ろう者のリハビリテーション —入所から社会復帰まで—. 国リハ研究紀要。:45-54.
- 17) 植村英晴, 桜井英雄, 長野雅男 (1981) 聴覚視覚重複障害者のコミュニケーション・スキルの訓練。国リハ研究紀要, 2:47-55.
- 18) 矢部健三, 角石咲子, 渡辺文治 (2012) 盲ろう者のリハビリテーション—先天性聴覚障害の盲ろう者への入所訓練事例—。視覚障害リハビリテーション。1:30-35.
- 19) 全国盲ろう者協会 (2008) 盲ろう者への通訳・介助。読書工房。東京.